

令和6年度 駒ヶ根市建設工事等入札参加資格者の指名停止措置一覧

No	商号又は名称	指名停止期間		指名停止要領 措置基準	指名停止の理由(概要)
1	大成建設(株)	令和6年8月27日 ～ 令和6年10月26日	2か月間	駒ヶ根市建設工事等入札 参加資格者に係る指名停 止要領 ・別表第2第10号 (不正又は不誠実)	対象会社は、共同企業体(構成員:株式会社大成建設、佐藤工業株式会社、株式 会社銭高組)で施工中の「中央新幹線南アルプストネル新設(山梨工区)」におい て、代表構成である株式会社大成建設の使用人が労働安全衛生法違反で略式起訴 され、令和6年3月26日付けで鵜沢簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その 刑が確定した。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるため